

# 佐久市市民活動サポートセンター運営委託業務 公募型プロポーザル実施要領

## 【1】趣旨

この佐久市市民活動サポートセンター運営委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、佐久市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）の運営業務について、公の施設として公的な使命を果たすことを前提としつつ、佐久市民と佐久市の協働のまちづくりの推進を図るため、センター運営業務に係る公募型プロポーザル方式の事業者選考に関して必要な事項を定めるものとする。

## 【2】委託業務名

「佐久市市民活動サポートセンター運営業務」

## 【3】業務場所

佐久市取出町183番地

佐久市市民活動サポートセンター（佐久市生涯学習センター 2階）

## 【4】業務期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 【5】選定方法

公募型プロポーザルとし、佐久市市民活動サポートセンター運営団体審査委員会の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

## 【6】業務の提案上限額

業務委託料については、本契約に係る（翌年度以降も含む）予算が議決され、本予算の執行が可能となった時に、予算の範囲内で受託者と佐久市で協議のうえ確定する（受託者の提示金額に満たない場合がある。）。

（参考）令和3年度の委託料の上限額：1,450万円（消費税および地方消費税込）

## 【7】委託業務内容

別紙委託業務仕様書のとおり

## 【8】参加資格要件

本プロポーザルへ参加できる者は、委託期間中、長野県内に事務所を置き、本実施要領の公告日から候補者決定日において、次の全ての要件を満たしている法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。なお、団体等は、株式会社、NPO法人、その他任意団体等組織の形態を問

われないが、個人での応募はできない。

(1) 佐久市の「令和3年度物品購入等入札（見積）参加登録者名簿（以下「名簿」という。）の「役務・業務委託等」に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者が参加する場合は、申請書類（【14】佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類を参照）を佐久市広報広聴課広聴市民活動係に提出し、審査の結果、適格と認められた場合は、本業務に限り参加することができる。

(2) センター運営に係るスタッフは、特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会の「ボランティアコーディネーション力検定」3級以上（令和4年度中に資格取得予定者を含む。）の資格を有する者、もしくは3年以上のコーディネーター経験がある者を配置すること。

(3) 国又は地方公共団体等の公的機関が発注した業務について、公告日から遡って過去5年間において、同種・類似の業務を受託した実績が2年以上ある団体等であること。

(4) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等の停止期間中でないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令167条の11第1項において準用する場合を含む。）又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

## 【9】選考日程（予定）

内 容	日 程
公告	令和3年12月20日（月）
質問の受付（電子メール）	令和3年12月27日（月）午後5時15分まで
質問の回答（ホームページ）	令和4年1月7日（金）[予定]
参加表明書兼誓約書、「佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類」提出期限	令和4年1月12日（水）午後5時15分まで
企画提案書等の提出期限	令和4年1月31日（月）午後5時15分まで
審査（プレゼンテーション）	令和4年2月中旬予定
審査決定通知	令和4年2月下旬予定

## 【10】各種様式

本プロポーザルに係る各種様式は次によるものとする。

様式1 質問書

様式2 参加表明書兼誓約書

様式3 辞退届

- 様式4 企画提案書等提出届
- 様式5 団体概要書
- 様式6 企画提案書

## 【11】質問事項の受付・回答

### (1) 質問受付期間

令和3年12月20日（月）から12月27日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）

### (2) 質問の提出方法

質問書（様式1）により、メールでのみ受け付けとする。送信時の件名は「プロポーザル質問（団体名）」とし、【21】 応募に関する問い合わせ等に記載するEメールアドレスへ送信する。なお、電子メール送信後に、広報広聴課広聴市民活動係まで送信した旨の電話をすること。質問は、書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

### (3) 回答方法

回答は、令和4年1月7日（金）に市ホームページに掲載する予定。

なお、回答は、質問・回答のみ公表し、質問者名等は公表しない。

## 【12】参加表明書兼誓約書

本プロポーザルへの参加表明書兼誓約書については、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出期限 令和4年1月12日（水）午後5時15分まで

### (2) 提出書類 参加表明書兼誓約書（様式2）

### (3) 提出部数 正本1部

### (4) 提出方法

広報広聴課広聴市民活動係（市役所4階）へ持参又は郵送（郵送の場合は、(1)の提出期限までに広報広聴課広聴市民活動係必着とし、配達の有無が確認できるものに限る。）する。受付は、提出期間内（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

## 【13】企画提案書等

本プロポーザルへの企画提案書等については、申請書類一式に必要な事項を記入の上、提出期限までに広報広聴課広聴市民活動係（市役所4階）へ持参又は郵送（郵送の場合は、(1)の提出期限までに広報広聴課広聴市民活動係必着とし、配達の有無が確認できるものに限る。）すること。受付後の企画提案書の訂正及び再提出は、認めない。また、企画提案書の提出は、1者につき1提案までとする。

### (1) 提出期限 令和4年1月31日（月）午後5時15分まで

（受付は、提出期間内（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

### (2) 提出書類

下記ア～カの正本を1部、ア～エの副本を9部提出すること。副本9部には参加者の名称及びそ

れを憶測できるものの記載は行わないこととし、これを消せない場合は、該当箇所に黒塗りする等して対応すること。なお、参加申請書類は市のホームページからダウンロードすること。

- ア 企画提案書等提出届（様式4）
- イ 団体概要書（様式5）
- ウ 企画提案書（様式6）
- エ 団体の規則（定款、規約、会則等）、構成員名簿
- オ ボランティアコーディネーション力検定3級以上を有する者の合格証のコピー又は経験を証する書類（勤務先等による証明書等）
- カ 団体の実績を証する書類（総会資料等）

#### 【14】佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市の名簿に登録されていない者は、以下の書類を1部提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年1月12日（水）午後5時15分まで
- (2) 提出書類

証明書等は3か月以内に発行されたものとする（写し可）。

- ア 物品購入等入札（見積）参加願 【追加申請様式】
- イ 誓約書【追加申請様式】
- ウ 団体概要書 【様式5】
- エ 団体の規則（定款、規約、会則等）、構成員名簿
- オ 佐久市税の納税証明書（佐久市に納税義務がある場合のみ）
- カ 消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署で交付）
- キ 各種料金の納付状況報告書（佐久市に納付義務がある場合のみ）【追加申請様式】
- ク 登記簿謄本（任意団体等の場合は代表者の身分証明書）
- ケ 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式】

- (3) 提出方法

広報広聴課広聴市民活動係（市役所4階）へ持参又は郵送（郵送の場合は、(1)の提出期限までに広報広聴課広聴市民活動係必着とし、配達の有無が確認できるものに限る。）とする。

#### 【15】辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年1月12日（水）午後5時15分まで
- (2) 提出書類 辞退届（様式3）
- (3) 提出方法 広報広聴課広聴市民活動係（市役所4階）へ持参又は郵送（郵送の場合は、(1)の提出期限までに広報広聴課広聴市民活動係必着とし、書留等配達の有無が確認できるものに限る。）とする。受付は、提出期間内（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間の受付とする。

## 【16】 審査

### (1) 審査方法

#### ア 佐久市市民活動サポートセンター運営委託業務評価基準

評価項目	配点 (合計 100 点)
(1) 団体の概要及び実績について	10
(2) センター運営の基本的考え方	20
(3) センター運営の組織体制	15
(4) 重点事業に対する具体的な事業案	20
(5) 事業計画と予算・提案事業の企画力	30
(6) 業務提案全般	5

イ 審査委員が、上記アに基づき審査・採点する。審査員は、参加者のうち、合計得点が最も高い者から順位をつける。全審査委員が参加者順位 1 位を最も多くつけた参加者を受託候補者とする。参加者順位 1 位が同数の場合は、参加者順位 2 位を最も多くつけた参加者を候補者として特定し、以下同数の場合は、同様に 3 位、4 位と続ける。

ウ イでも同数となった場合は、審査委員会で協議のうえ、候補者を特定する。

エ イおよびウの方法で候補者となった場合でも、企画提案の評価がある一定の基準に満たない場合は、この募集に基づく運営委託者の候補者を特定しない場合がある。

オ 参加者が 1 者の場合でも審査を行う。

(2) 詳細な日時、場所等は、参加者に改めて通知する。

(3) 審査（プレゼンテーション）の順番は、企画提案書の受付順とする。審査の実施時間は、1 者につき 60 分（準備 5 分、プレゼンテーション 30 分、質疑 20 分、片付け 5 分）を予定。

(4) 説明者は原則として、本業務の担当者が行うこと。また、会場への入室は 3 名以内とする。

(5) 審査（プレゼンテーション）は、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配布は認めない。ただし、提出した提案書の範囲内で、パソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用した投影による説明、投影される資料の配布は可とする。当日使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

(6) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らない様にする。

(7) プレゼンテーションにおいて、【8】参加資格要件の特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会の「ボランティアコーディネーション力検定」3 級以上（令和 4 年度中に資格取得予定者を含む。）の資格を有する者、もしくは 3 年以上のコーディネーター経験がある者の配置計画及び同種・類似の業務を受託実績の成果等の説明を行うこと。

(8) プレゼンテーションにおいて、業務期間（5 年間）の企画提案及び見積りを含めること。

## 【17】 決定及び通知

選考結果は、全ての参加者に通知する。なお、受託候補者は令和4年2月中(予定)に内定し、文書で通知を行い、次年度の事業実施に向けた協議を行う。

## 【18】 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合、又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤があり、広報広聴課広聴市民活動係が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告の日から協定締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 審査日までに、審査に係る事項について審査委員と連絡を取ろうとしたり、あるいは連絡を取ったことが判明した場合
- (7) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

## 【19】 契約の締結等

- (1) 受託候補者とは、随意契約による方法で契約する。
- (2) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、契約を締結する。

## 【20】 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の

契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。

**【21】 応募に関する問い合わせ等**

佐久市企画部 広報広聴課 広聴市民活動係

〒385-8501 佐久市中込 3056 番地

電 話 0267-62-3075（直通）

F A X 0267-63-3313

Eメール kohokoty@city.saku.nagano.jp